



# 議会だより

## 鎌倉市議会

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話：0467(23)3000 内線 2446 FAX：0467(23)5825

鎌倉市議会ホームページ…………… [鎌倉市議会](#) 🔍 検索

メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp

編集発行：鎌倉市議会広報委員会

平成30年11月臨時会(11月20日～11月27日)

平成30年12月定例会(12月5日～12月21日)

住民投票条例の制定議案を否決・一般会計補正予算を修正可決  
(11月臨時会) (12月定例会)

### ●定例会等の概要

- 11月臨時会では、市長提出議案として、「鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例の制定について」を否決しました。
- 12月定例会では18名の議員が一般質問を行いました。市長提出議案として、9月定例会で閉会中継続審査としていた「つながる鎌倉条例」ほか条例関係議案10件、補正予算議案2件、その他議案13件を可決、一般会計補正予算を修正可決したほか、鎌倉市副市長の選任に同意、陳情2件を採択しました。

### ●定例会等の主な動き

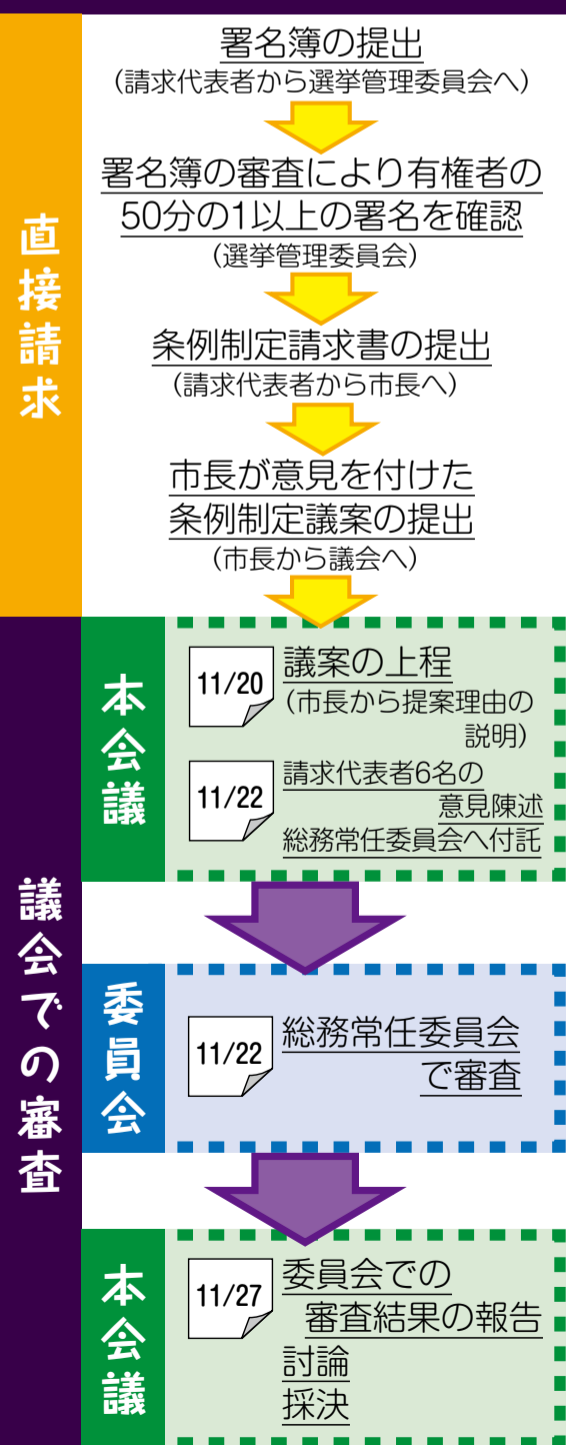
11月臨時会/本会議(11/20・22)	議案上程等	(1・4面)
総務常任委員会(11/22)	議案審査	(1面)
本会議(11/27)	委員長報告、採決	(1・4面)
12月定例会/本会議(12/5～11)	一般質問、議案上程	(2・4面)
各常任委員会(12/12～18)	議案、陳情審査等	(3面)
本会議(12/21)	委員長報告、議案上程、採決	(4面)

## 11月臨時会

# 鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例の制定議案を否決

市が市役所本庁舎を深沢地域整備事業用地に移転する計画を発表したことを受け、住民から市長に対し、本庁舎の整備に関する住民投票を実施するための条例を制定するよう、**直接請求**がありました。その後、市長から議会へ、条例の制定議案が、意見を付けて提出されたため、11月臨時会で議案の審査を行いました。

### 直接請求から採決まで



### ●直接請求制度とは

地方自治においては、住民による選挙で選ばれた代表者(市長)により行政が行われる間接民主制が原則ですが、住民の意思を実現する手段の一つとして**直接請求制度**があります。直接請求を実行するためには、選挙権のある住民(有権者)の一定数以上の署名が必要となります。このうち、市長に対し「**条例制定(改廃)の請求**」を行うためには、**有権者の50分の1以上の署名**が必要です。

### ●今回提出された住民投票条例の制定議案の内容(詳しくは4面をご覧ください)

「本庁舎の深沢移転に賛成」と「深沢移転に反対」の2つの選択肢を示し、住民投票を行うとする内容で、市長の意見を付けたうえで、議会へ提出されました。議会では、請求代表者に意見を述べる機会を付与し、6名が本会議で意見陳述を行いました。

### ●総務常任委員会での審査

まず市の担当課から、条例案の内容説明のほか、「住民投票により、単に深沢地域への移転に賛成か反対を問うことは、これまで多くの方々と丁寧に議論して築き上げてきた結果と過程をないがしろにするもの」「市長と市議会が住民投票の結果に拘束されるとする本条例を制定することは地方自治法第14条第1項の規定に違反すると思料される」「本条例に基づいて住民投票を実施する場合の基本となる事項が定められていない」など、条例案につけた意見の説明がありました。

その後、委員から市に対する質疑を行った後、一部委員から、条例の精神や判断基準は変更せず、条例立案技術上の問題や違法性の疑いのある規定を修正しようとする**修正案**が提出されました。その内容に対し、委員からは、「現時点で住民投票を行うことには異を唱えざるを得ない」「まずは本庁舎移転に係る市民との情報共有のレベルを高めることが必要」「投票運動は自由であり、一人一人が説得の材料を探していくことは、鎌倉市政にとって財産となる可能性がある」「庁舎移転について、立ちどまるべきとの問いかけに対しても、そのような意思は市長からは示されず強引に進めていこうとしている」などの意見が出されましたが、採決の結果、**修正案は可決**されました。(議案および修正案の内容は、議会ホームページをご覧ください)

### ●本会議(11月27日)の経過

本会議では、総務常任委員長から、委員会での審査の経過と結果について報告が行われました。その後、議員が意見を表明する「討論」にて、賛成・反対それぞれの立場から意見が表明された後、まず**委員会修正案**について採決を行った結果、賛成少数で**否決**となりました。次に、改めて**原案**(修正前の議案)について採決を行った結果、賛成少数で**否決**となりました。